

## 平成30年度 役員

会 長	ホーム薬局フジイ	藤井	宗一
筑西 支部長			
	総務総括 やまぐち薬局関城店	山口	浩司
結城 支部長			
	会 計 絹の里薬局	廣澤	明子
桜川 支部長			
	学術・薬局業務総括		
	つかもと調剤薬局岩瀬店	清水	浩一
理 事			
	総 務 マロニエ調剤薬局	大橋	将司
理 事			
	学術研修 岩瀬プラザ薬局	加倉井	靖正
理 事			
	総 務 協和調剤薬局玉戸支局	坂入	正人
理 事			
	学術研修 ひまわり薬局	鈴木	宇子
理 事			
	学校薬剤師部会長 広江薬局	廣江	珠美
理 事			
	学術研修 SFC薬局真壁中央店	守屋	隆人
理 事			
	医療保険 クローバー薬局協和	山口	裕司
監 事			
	なかむら薬局	中村	秀雄
監 事			
	ハニユウ薬局北つくば店	羽生	政宏
相談役			
	中尾薬局	中尾	真己

## 平成30年度 筑西薬剤師会事業計画

1. かかりつけ薬局・健康サポート薬局の啓蒙
2. 各市民祭（健康祭）への参加広報
3. 禁煙の啓蒙・薬物乱用防止活動への協力
4. 薬と健康等講演依頼への講師協力
5. 各地域防災への参画連携
6. 薬学生実務実習の受け入れ支援
7. 筑西市夜間休日一次救急診療所対応
8. ホームページの稼働と利用の活性化
9. 会員増加 119名：前年比+3（30年3月31日現在）
10. 学術講演会の継続実施
11. 各地域の在宅推進対策連携
12. 会員及び三師会との交流会の実施
13. 学校薬剤師部会の活動助成
14. 西部メディカルセンターおよびさくらがわ地域医療センターとの連携補助

平成30年度 筑西薬剤師会予算

【収入の部】

(単位 円)

科目	平成30年度予算額	平成29年度予算額	増 減(△)	付 記	H29年決算額
会 費	595,000	590,000	5,000	119名@5,000円(4/1現在)	610,000
交付金	133,300	132,600	700	地域・職域薬剤師会交付金 (50,000円+119名@700円)	132,600
利 子	10	126	△ 116	普通預金・ゆうちょ銀行より	10
講習会非会員受講料	50,000	50,000	0	@500×受講者数	14,500
雑収入	90,000	90,000	0	「薬と健康」助成金 (桜川・筑西・結城)	184,796
繰越金	888,798	995,855	△ 107,057	前年度より	995,855
合 計	1,757,108	1,858,581	△ 101,473		1,937,761

【支出の部】

(単位 円)

科目	平成30年度予算額	平成29年度予算額	増 減(△)	付 記	H29年決算額	
会議費	100,000	100,000	0	役員会・会議等	46,541	
委員会活動費	総 務	100,000	100,000	0	総会費用、事務費	83,402
	広 報	50,000	50,000	0	ホームページ運営	12,970
	学術研修	600,000	600,000	0	研修会等	330,564
	薬局業務	30,000	30,000	0	薬局・薬剤師業務 薬学生実務実習受入	12,000
	地域医療 (内訳)	200,000	200,000	0	在宅関連等	61,049
		桜川(50,000)	桜川(50,000)	0	各支部活動費	(18,296)
		筑西(50,000)	筑西(50,000)	0		(10,828)
結城(50,000)		結城(50,000)	0		(31,925)	
支部全域(50,000)	支部全域(50,000)	0		( 0)		
医療保険	30,000	30,000	0	保険調剤等	0	
三師会負担金	100,000	100,000	0	参加負担金	54,868	
役員事務費	205,000	195,000	10,000	役員手当等	205,000	
交際費	30,000	30,000	0		0	
旅費・講演費	50,000	50,000	0		54,500	
慶弔費	50,000	50,000	0		74,122	
雑 費	20,000	20,000	0	事務用品、振込手数料など	21,858	
通信費	100,000	100,000	0	テレネット、緊急用携帯電話 使用料など	92,089	
予備費	92,108	203,581	△ 111,473		0	
積立金	0	0			0	
合 計	1,757,108	1,858,581	△ 101,473		1,048,963	

項目間の流用はこれを認める

特別会計	574,830	641,161	△ 66,328	
積立金	3,000,255	3,000,000	255	

会計

廣澤明子

## 筑西薬剤師会学校薬剤師部会（委員会）規則（参考）

（趣旨）

**第1条** この規則は、筑西薬剤師会定款の規定に基づき、学校薬剤師部会（以下「本部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

**第2条** 本部会は、筑西薬剤師会学校薬剤師部会と称し、筑西薬剤師会に属し、筑西学校薬剤師会の名称を使用することができる。

（担任事項）

**第3条** 本部会は、筑西薬剤師会（以下「本会」という。）の事業のうち、次の各号に定める事項を担任する。

- (1) 学校環境衛生の指導及び助言に関する事項
- (2) 学校環境衛生事業の企画及び実施に関する事項
- (3) 学校における健康相談及び保健指導に関する事項
- (4) 学校における薬物乱用防止教育、医薬品教育等の指導及び助言に関する事項
- (5) 学校薬剤師の職能の向上に関する事項
- (6) 学校保健関係機関及び団体との連携に関する事項
- (7) 会員の各学校における活動の把握
- (8) その他、本会理事会において付託する事項

（部会員）

**第4条** 本部会の部会員は、本会の正会員のうち学校薬剤師の職にある者をもって構成し、2年を任期として、希望者が出た場合は市単位で、複数校担当者や継続の長い順に交代するものとする。希望者がいない場合の再任は妨げない。また、研修には出来るだけ出席し、知識の向上・均衡のため研鑽するよう心がける事。ただし、当初は上記の条件に満たない者も既得権を行使できるものとする。

（部会長）

**第5条** 部会長は、本部会を代表し、筑西学校薬剤師会会長の肩書を使用することができ、年1～2回の県薬剤師部会に、本会の本部会代表として出席し、意見を述べる事ができる。また、学校薬剤師新旧入れ替わり希望者を把握し、本会理事会の同意を得て、任命の為各市教育委員会への推薦を行う。

（部会長の選任及び任期）

**第6条** 部会長は、本部会員の中から、本会理事会の同意を得て会長が指名し、本会理事とする。任期は、本会理事の任期と同じくする。ただし、再任を妨げない。

（理事会への報告）

**第7条** 部会長は、事業の実施状況を、直近に開催される理事会に報告しなければならない。また、毎年3月末日までに翌年度の事業計画を作成し、理事会の承認を得るとともに、年度の終了後速やかに事業報告を作成し、理事会に報告するものとする。

（改廃）

**第8条** 本規則の改廃は、本会理事会の決議を経て行うものとする。また、本規則に定めのない事項は、部会長がこれを決定する。

付則

本規則は、平成30年 月 日から施行する。